

室蘭市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

平成 24 年 12 月 26 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。)に基づき、室蘭市長(以下「市長」という。)が行う低炭素建築物新築等計画(以下「計画」という。)の認定、変更の認定(以下「認定等」という。)に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定める。

(認定基準)

第 2 条 計画は、法第 54 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することに配慮することとし、その内容については、次のとおりとする。

(1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次の各号に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。

ア 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 5 条第 1 項に規定する緑地保全地域

イ 都市緑地法第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区

ウ 都市緑地法第 34 条 1 項に規定する緑化地域

エ 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 3 条第 1 項に規定する生産緑地地区

オ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 12 条の 4 第 1 項各号までの計画(地区計画等)

(2) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次の各号に掲げる協定等に適合するものであること。

ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 69 条に規定する建築協定

イ 都市緑地法第 45 条第 1 項に規定する緑地協定

ウ 室蘭市の定める条例、要綱等により緑地の保全に関する制限等の内容

(3) 次の各号に掲げる土地の区域内に低炭素建築物の新築等をしようとするものでないこと。

ア 都市計画法第 11 条第 1 項第 2 項に規定する緑地の区域

(事前審査)

第 3 条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)第 15 条に定められた登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録省エネ判定機関」という。)に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を依頼し、「低炭素建築物新築

等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）」（様式１）の交付を受けるものとする。

２ 前項に定める適合証は、法第 54 条第 1 項第 1 号（エネルギーの使用の合理化等）に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。

- （１）外皮性能基準
- （２）一次エネルギー消費量の基準
- （３）その他の低炭素化に資する措置に関する基準

（事前届出等）

第 4 条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、第 2 条第 2 項に定める基準に規定している地区計画等、建築協定、その他条例、要綱に定められている届出等の手続きを完了しているものとする。

（認定申請）

第 5 条 申請者は、法第 53 条第 1 項に規定する認定の申請をするときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「法施行規則」という。）第 41 条に規定する認定申請書を、市長に提出するものとする。

２ 前項の申請に併せて法第 54 条第 2 項の申し出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出しなければならない。

３ 前項の申し出に、建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、北海道知事指定の指定構造計算適合性判定機関の判定を受けるものとする。

（認定申請に必要な図書）

第 6 条 申請者は、法施行規則第 41 条に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

- （１）第 3 条に規定する適合証
- （２）第 2 条第 2 項に定める基準に適合することを確認するために必要な第 4 条の通知書等の写し又は届出書等（受付印等のあるもの）の写し。

（認定の通知）

第 7 条 市長は、計画の認定をするときは、法施行規則第 43 条第 1 項の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

（計画の変更申請）

第 8 条 申請者は、法第 55 条に規定する変更の認定の申請をするときは、法施行規則第 45 条に規定する変更認定申請書を、市長に提出しなければならない。

２ 前項の規定は、第 2 条から第 6 条までの規定を準用する。

(計画の変更認定の通知)

第9条 市長は、変更計画の認定をするときは、法施行規則第46条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

(取り下げ届)

第10条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ届(様式2)1部を、市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第11条 計画の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、認定低炭素建築物新築等計画の建築を取りやめるときは、取りやめ届(様式3)1部に認定通知書及び申請書の副本を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第12条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書(様式4)1部を市長に提出しなければならない。

2 法第56条により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書(様式5)1部を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第13条 市長は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(様式6)を申請者に送付するものとする。

(改善命令)

第14条 市長は、法第57条の規定による改善命令について、市長が必要と認めるときに、改善命令書(様式7)により行うものとする。

(認定の取り消し)

第15条 市長は法第58条の規定による認定の取り消しについて、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書(様式8)により行うものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第16条 認定建築主は、法施行規則第46条の2に規定により計画の変更が法施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請するときは、軽微変更該当証明書(様式9)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の証明をするときは、認定建築主へ軽微変更該当証明書(様式10)を交付する。

(その他)

第17条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年12月26日から施行する。

附則(平成27年3月31日改定)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月31日改定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。